

## 7. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容

### 7.1 目的

カヌー・スラローム会場は、東京2020大会において、オリンピックのカヌー（スラローム）会場として利用する計画である。また、東京2020大会後は、カヌー競技のほか、ラフティングなど様々な水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点としていくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、カヌー・スラローム会場を新たに整備するものである。

### 7.2 内容

#### 7.2.1 位置

計画地の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり江戸川区臨海町六丁目1番にあり、計画地面積は約76,000m<sup>2</sup>である。

#### 7.2.2 地域の概況

計画地は、都立葛西臨海公園の隣接都有地（下水処理施設計画地内）に位置する。計画地は工業地域であり、計画地の周辺は、計画地東側の都立葛西臨海公園が第1種中高層住居専用地域に、計画地北側が工業地域に指定されている。

計画地の北東側には、JR京葉線の葛西臨海公園駅が位置しており、JR京葉線の北側には、首都高速湾岸線及び一般国道357号（湾岸道路）が位置している。

平成28年11月1日現在の江戸川区の人口は約69万人であり、世帯数は約33万世帯である。<sup>1</sup>

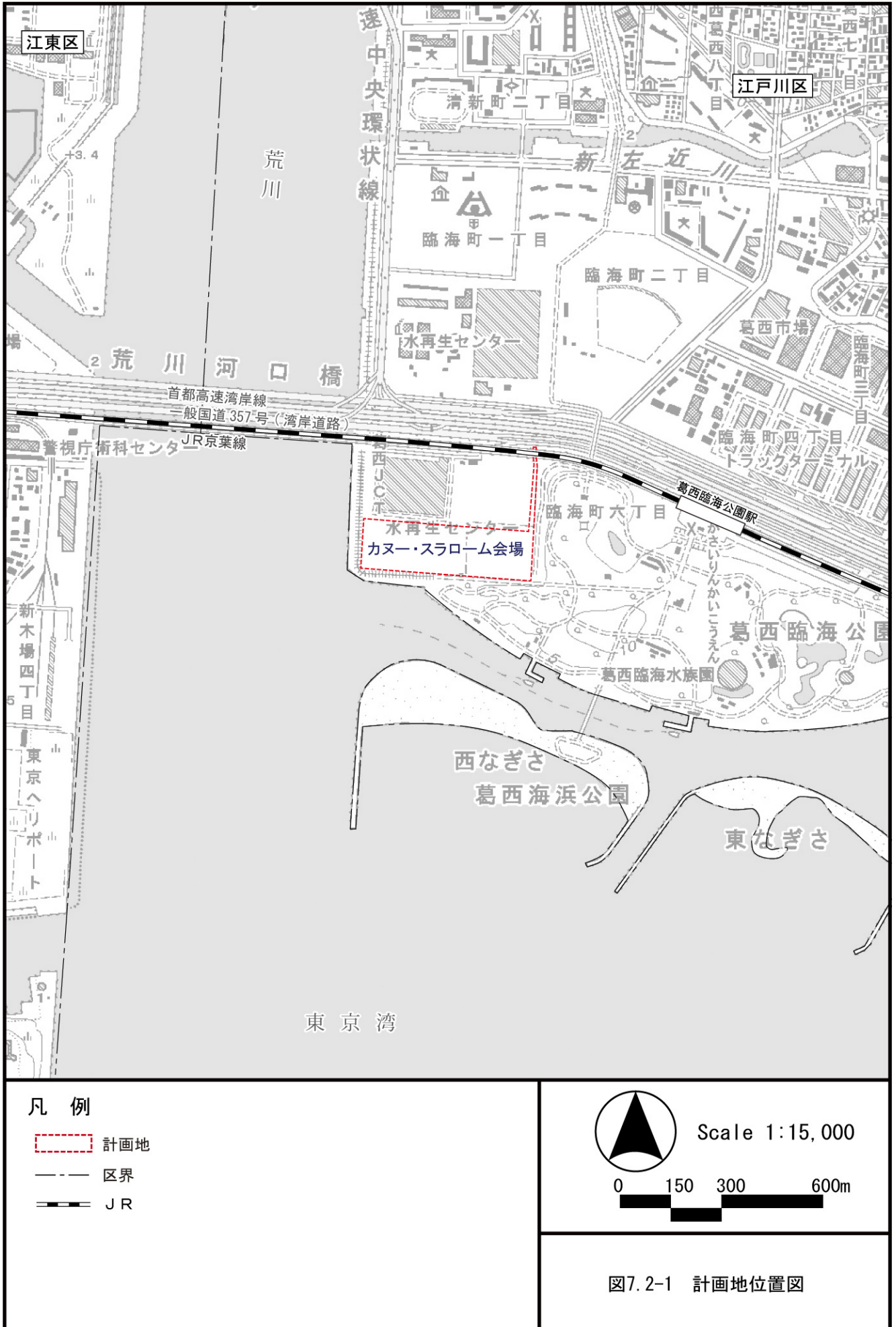
昼間人口は約57万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を下回っているが、江戸川区臨海町六丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて非常に高い地域となっている。<sup>2</sup>

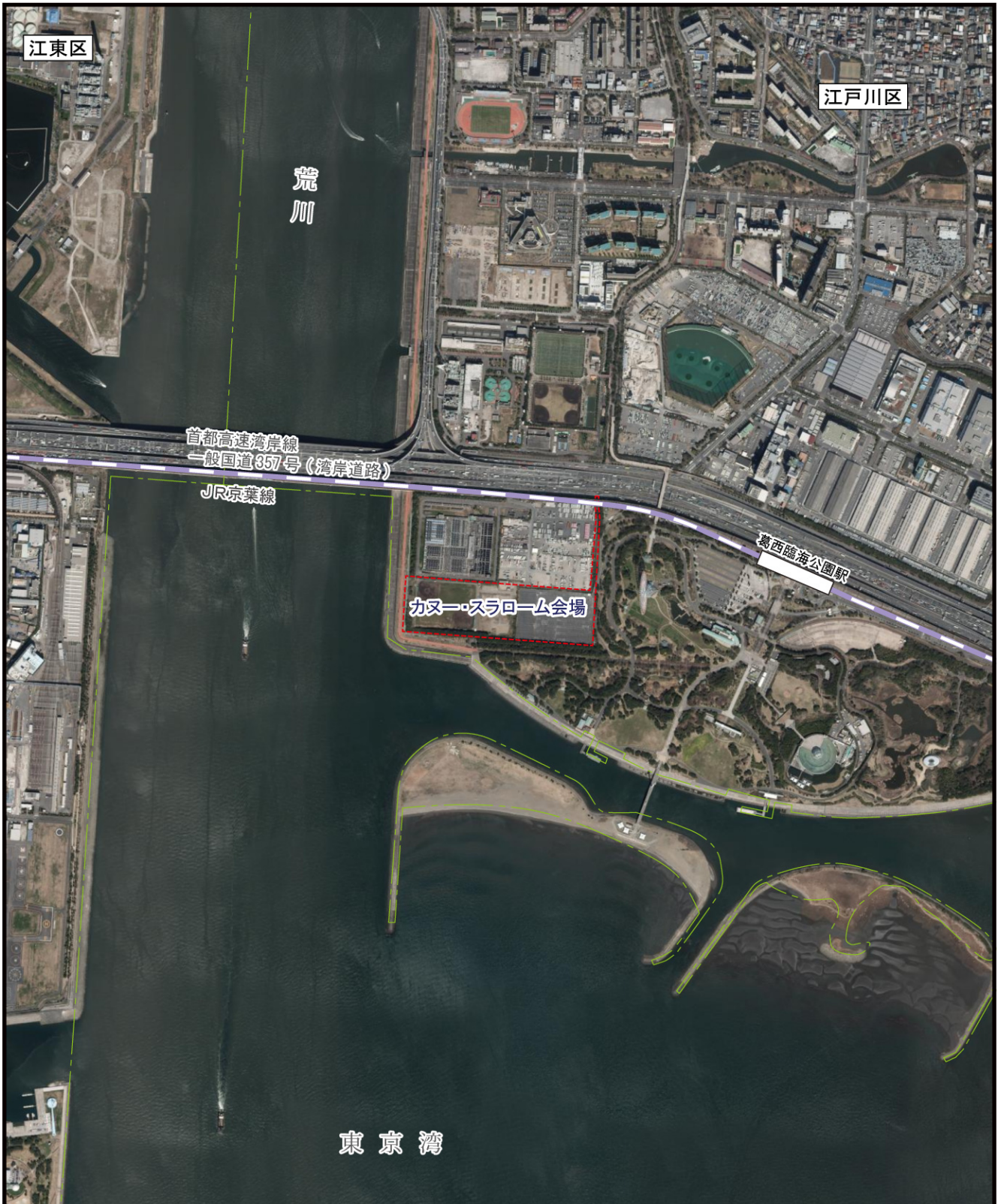
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江戸川区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約4万人と最も多く、江戸川区臨海町六丁目においては運輸業、郵便業の事業所が8事業所、従業者数が約350人となっている。<sup>3</sup>

<sup>1</sup>出典：「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告〈平成28年度〉」（平成28年11月14日参照 江戸川区ホームページ）  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/tokei/jinko/jinko28.html>

<sup>2</sup>出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成28年11月14日参照 東京都ホームページ）  
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

<sup>3</sup>出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成28年11月14日参照 総務省ホームページ）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>





凡 例

- 計画地
- 区界
- J R



Scale 1:15,000



写真7.2-1  
計画地周辺の航空写真

### 7.2.3 事業の基本構想

#### (1) 運営の基本方針及び主な事業内容

- ・国内初の人工スラロームコースとして、カヌー競技のほか、ラフティングなど様々な水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とする。
- ・葛西臨海公園や葛西海浜公園など、周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を活かした新たなにぎわいの拠点とする。

### 7.2.4 事業の基本計画

#### (1) 配置計画

カヌー・スラローム会場には、競技コースやフィニッシュプール等の土木構造物、管理棟及びろ過施設等の建築物を配置する計画である。

主な土木構造物の配置図、横断図及びイメージ図は、図 7.2-2～図 7.2-4 に示すとおりである。

なお、東京 2020 大会時には、競技コースの南側に観客席（約 15,000 席）を仮設する計画である。

表7.2-1 主な土木構造物の概要（予定）

項目	内容
競技コース	L=約 200m
フィニッシュプール	S=8,700m <sup>2</sup> （ウォーミングアップコース含む）
ボートコンベア	1基

表7.2-2 主な建築物の概要（予定）

項目	管理棟	ろ過施設
建築面積	約 980m <sup>2</sup>	約 510m <sup>2</sup>
延床面積	約 1,520m <sup>2</sup>	約 720m <sup>2</sup>
最高高さ	約 9.7m	約 5.4m
階数	地上 2 階	地上 1 階、地下 1 階
構造	S 造	RC 造



(c)NTT空間情報株式会社

凡例

- 計画地
- 区界
- JR



Scale 1:4,000

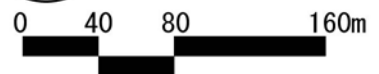
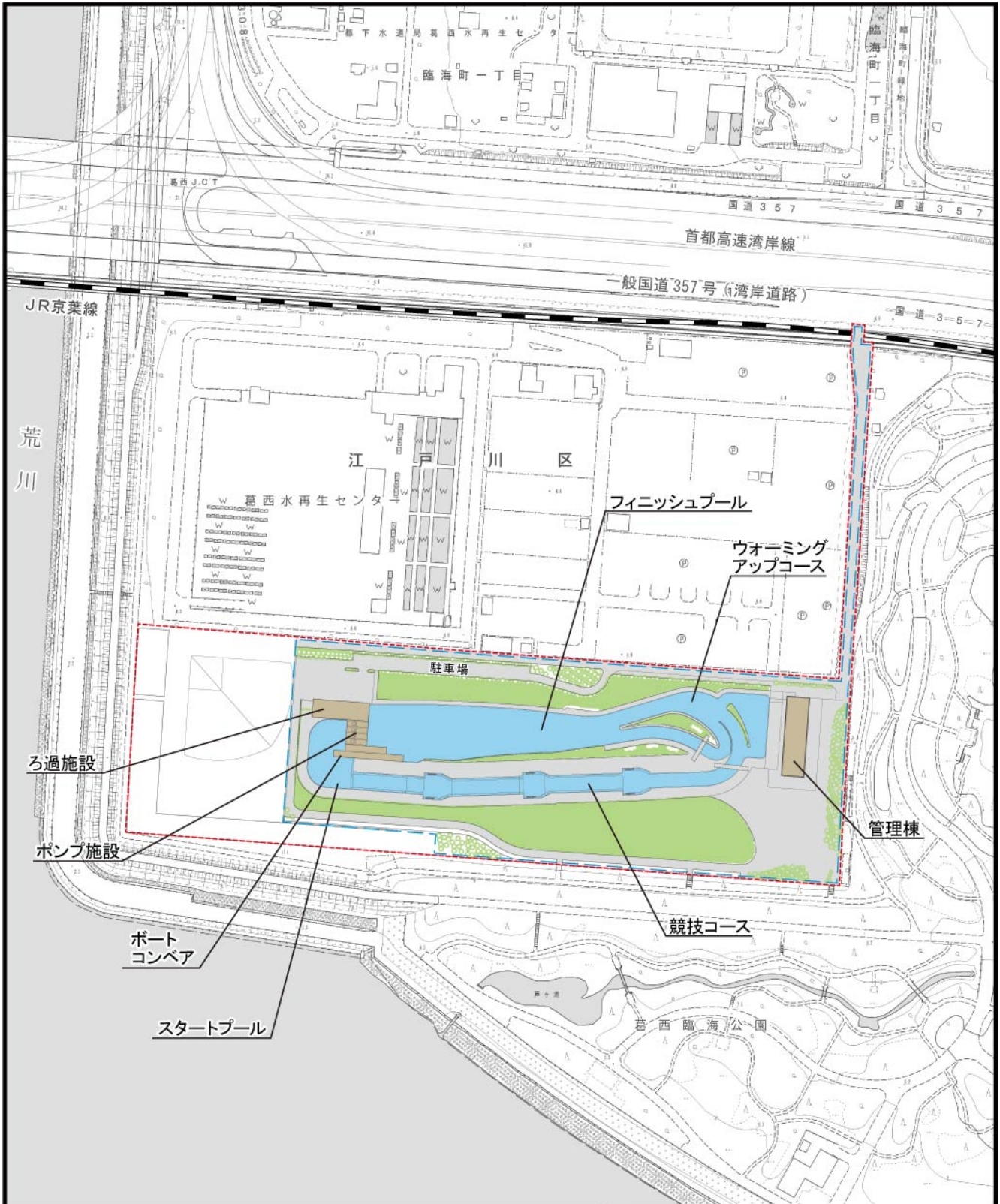


図7.2-2(1) 配置図(現況)

7. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 後利用時施設敷地
- 区界
- == JR



Scale 1:4,000

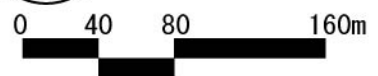


図7.2-2(2) 配置図(計画)

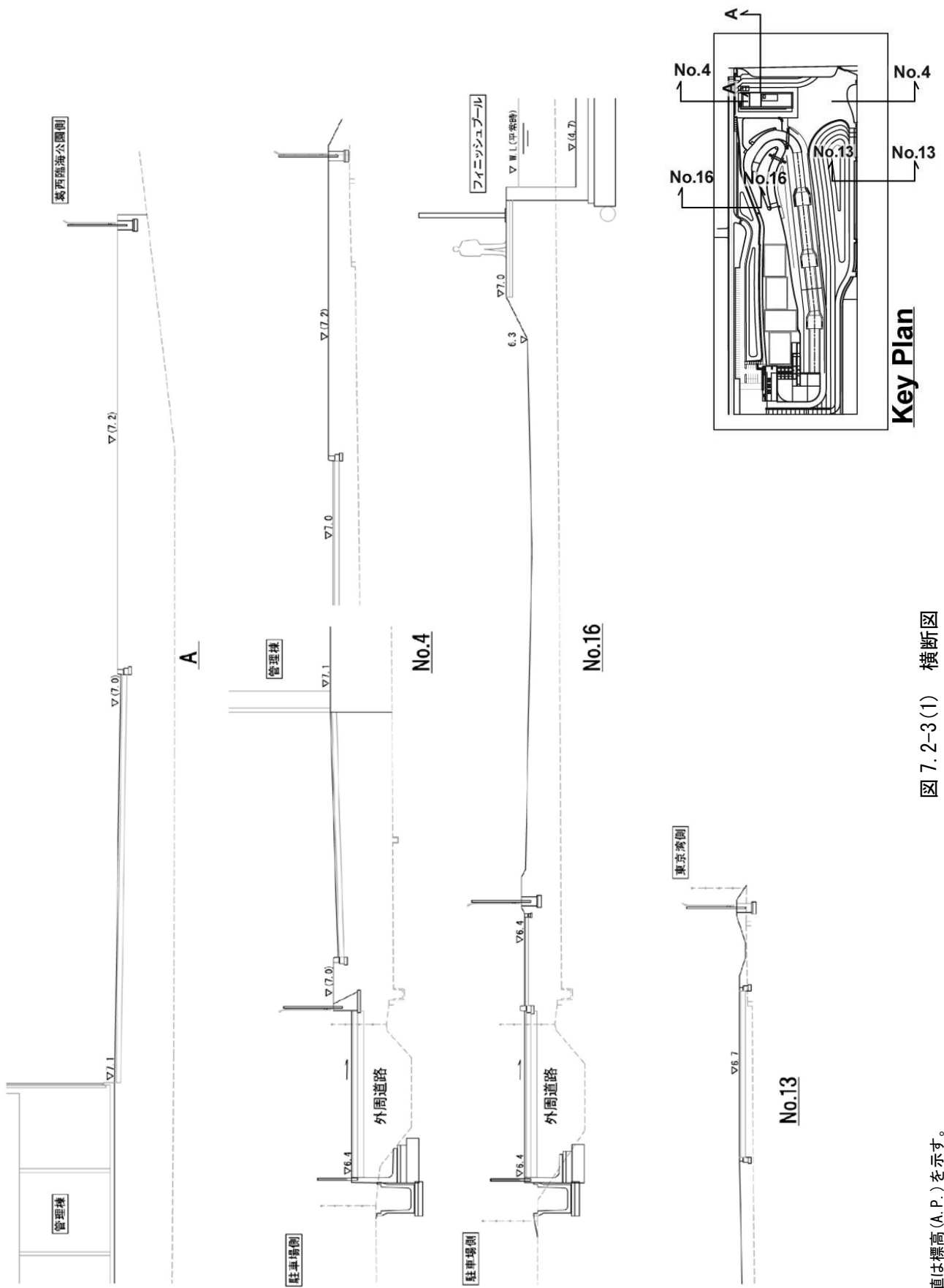
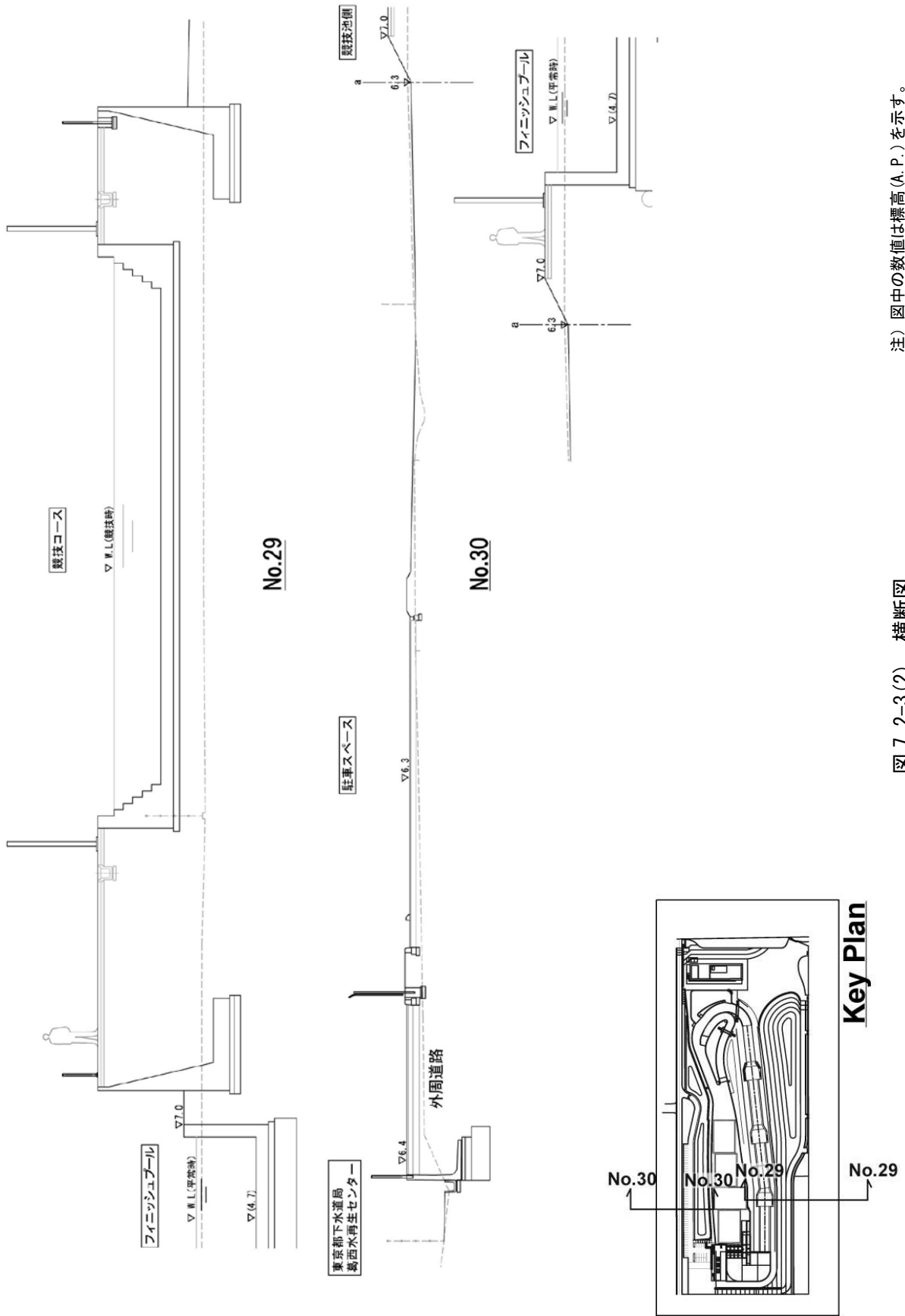


図 7.2-3(1) 横断面

注) 図中の数値は標高(A.P.)を示す。



注) 図中の数値は標高(A.P.)を示す。

図 7.2-3(2) 横断面



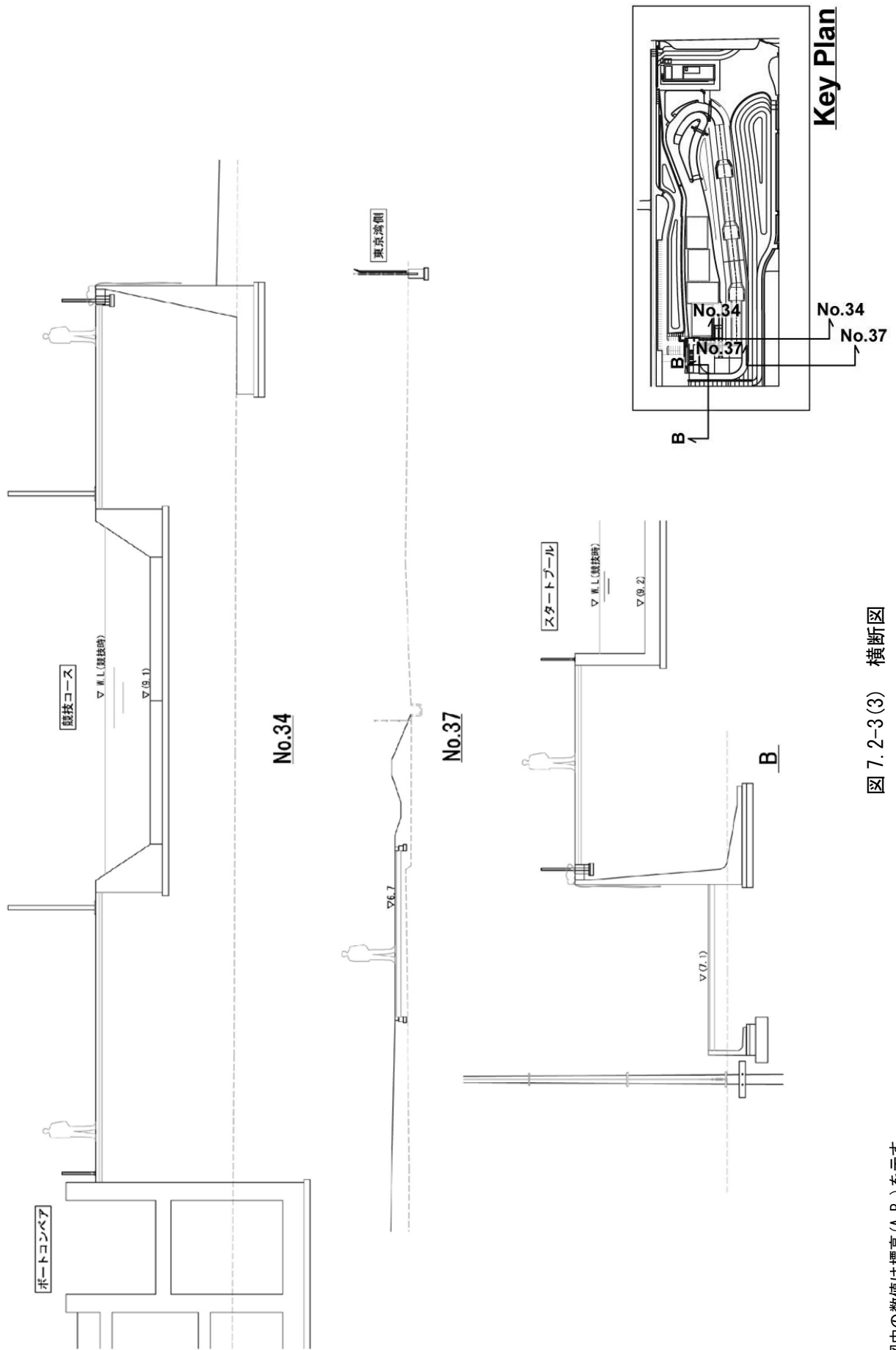


図 7. 2-3 (3) 横断面

注) 図中の数値は標高(A.P.)を示す。



図 7.2-4 イメージ図 (大会時)

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

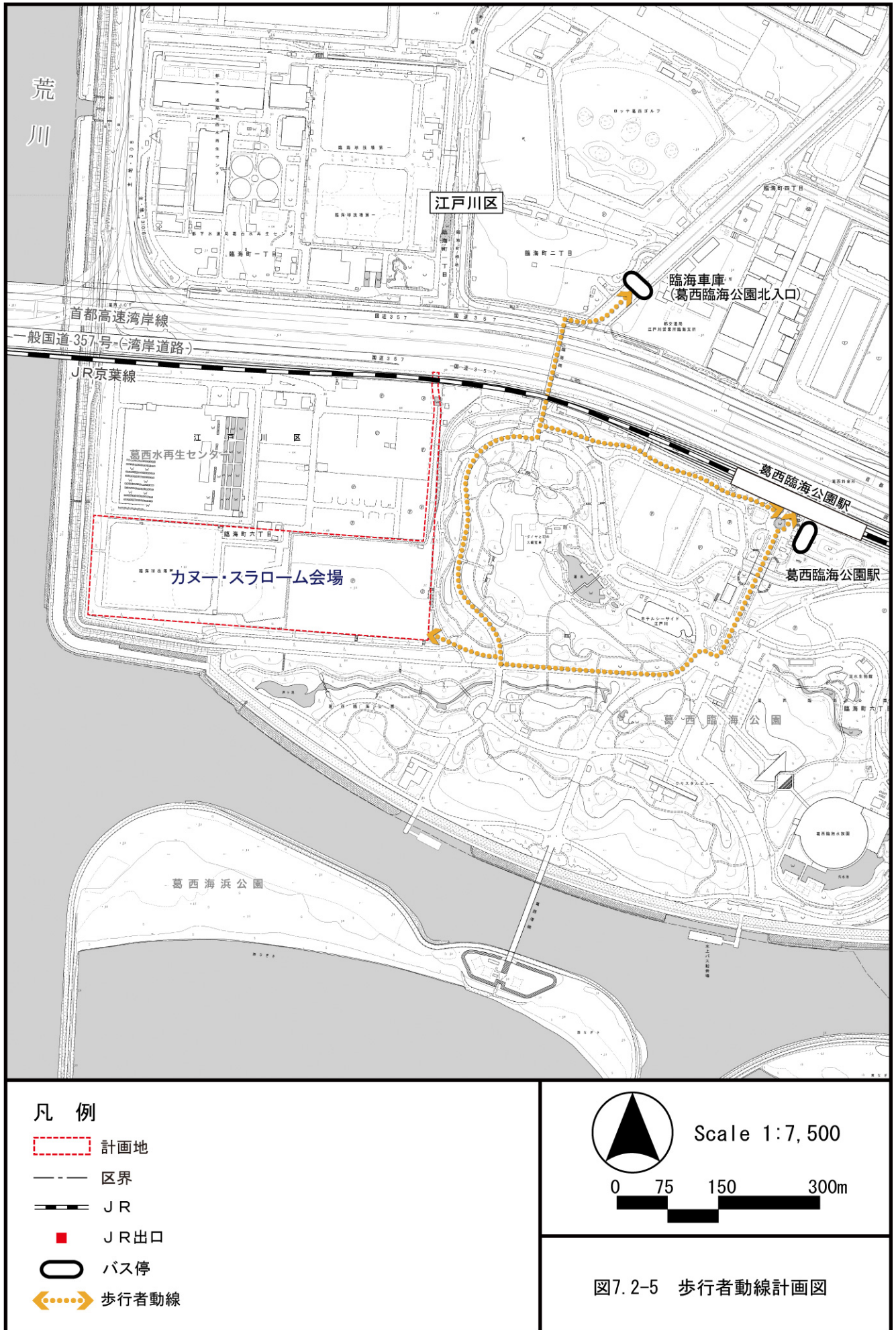
駐車場は、計画地内の北側に平面駐車場を約 50 台設置する計画である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅及びバス停から計画地への歩行者の出入動線は、図 7.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、葛西臨海公園駅（JR 京葉線）がある。葛西臨海公園駅からは、葛西臨海公園内を経て計画地へアクセスする計画である。また、計画地北側の臨海車庫（葛西臨海公園北入口）バス停からは、一般国道 357 号（湾岸道路）を歩道橋で横断し、葛西臨海公園内を経て計画地へアクセスする計画である。

7. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



## (5) 設備計画

競技コースには高低差があり、水路内の循環水流を起こすため、揚水ポンプを設置する。また、フィニッシュプールからスタートプールまでの高低差を、カヌーに乗船したまま搬送可能なボートコンベアを設置する。本施設の水利用は上水を用い、水路内の水質を維持するため、ろ過設備を設置する。

電力は、高圧6kV受電とし、商用1回線受電とする。ガスは、計画地付近にガス埋設管が敷設されていないため、LPGの供給方式とする。また、建築物の空調熱源は電気式とし、個別空調方式を採用する計画である。

## (6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年江戸川区条例第47号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

## (7) 緑化計画

緑化計画は、表7.2-3及び図7.2-6に示すとおりであり、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成17年江戸川区条例第59号）における地上部緑化面積基準約9,900m<sup>2</sup>を満たす緑化面積約9,970m<sup>2</sup>とする計画である。

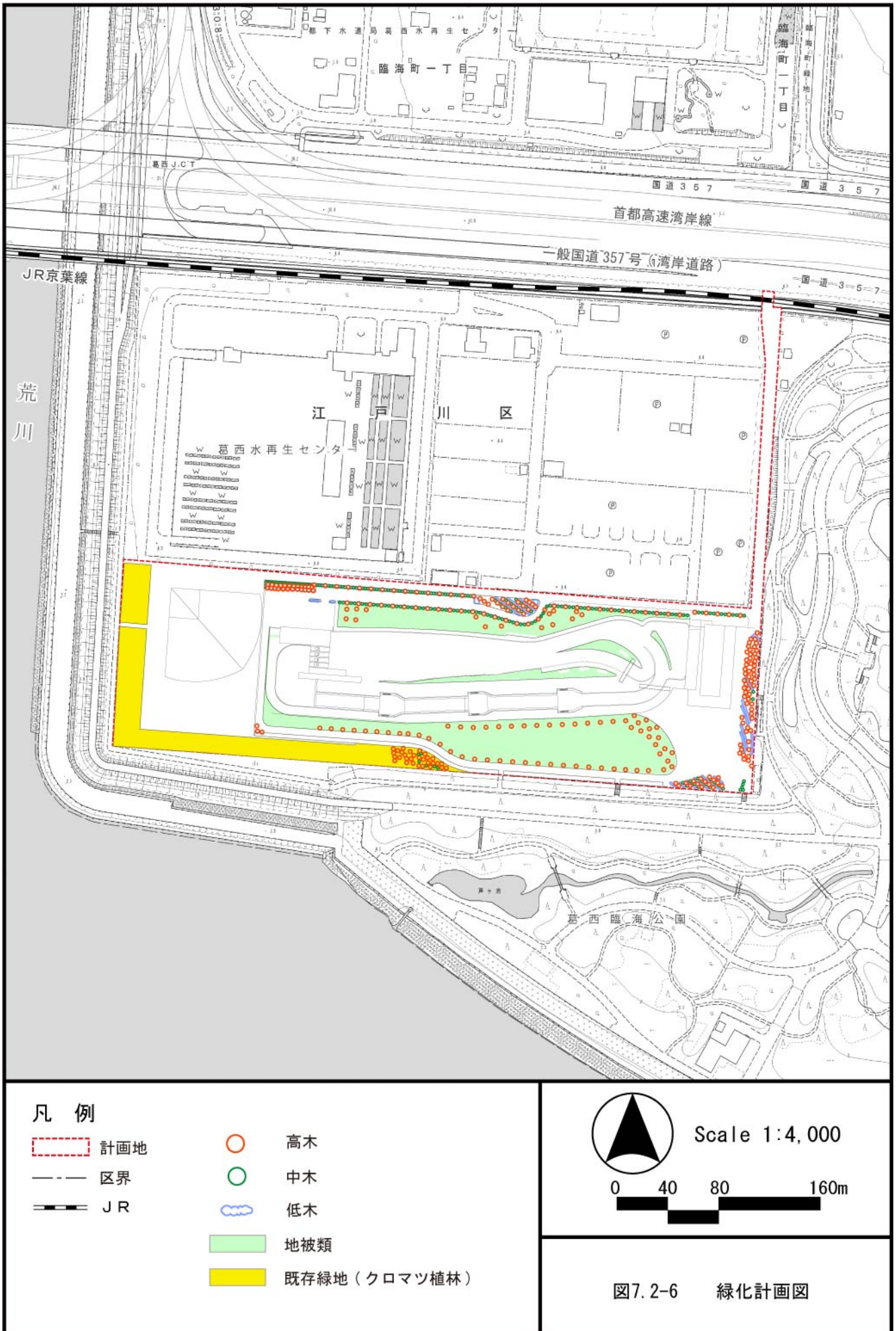
計画地外周部のクロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。事業の実施に伴い、計画地内の一部の既存樹木が伐採されるが、前述の緑化面積の内訳として、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750m<sup>2</sup>の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。また、植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性も考慮し選定する計画である。

なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議等により変更がありうる。

表7.2-3 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	9,970m <sup>2</sup>	9,900m <sup>2</sup>

注)緑化計画については、関係機関との協議等により今後変更の可能性がある。



注) 緑化計画については、関係機関との協議等により今後変更の可能性がある。



いて大型車 108 台/日、小型車 16 台/日、合計 124 台/日を予定している（資料編 p.1 参照）。

#### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-5 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表7.2-5 主な建設機械（予定）

工 種	主な建設機械
準備工（プレロード盛土設置撤去）	ブルドーザ、バックホウ等
土木施設、スタートプール施設、競技水路、プール	アースオーガ、電動式バイプロハンマ、ラフタークレーン、クローラクレーン、バックホウ、クラムシェル等
橋梁工	ラフタークレーン、クローラクレーン、バックホウ等
機械設備	ラフタークレーン等
電気設備	ラフタークレーン等
建築	アースオーガ、ラフタークレーン等
雨水排水	クローラクレーン等
土木外構	バックホウ、ブルドーザ、アスファルトフィニッシャ等

注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

#### 7.2.6 供用の計画

本事業で整備するカヌー・スラローム会場は、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、広く一般に供用する計画である。



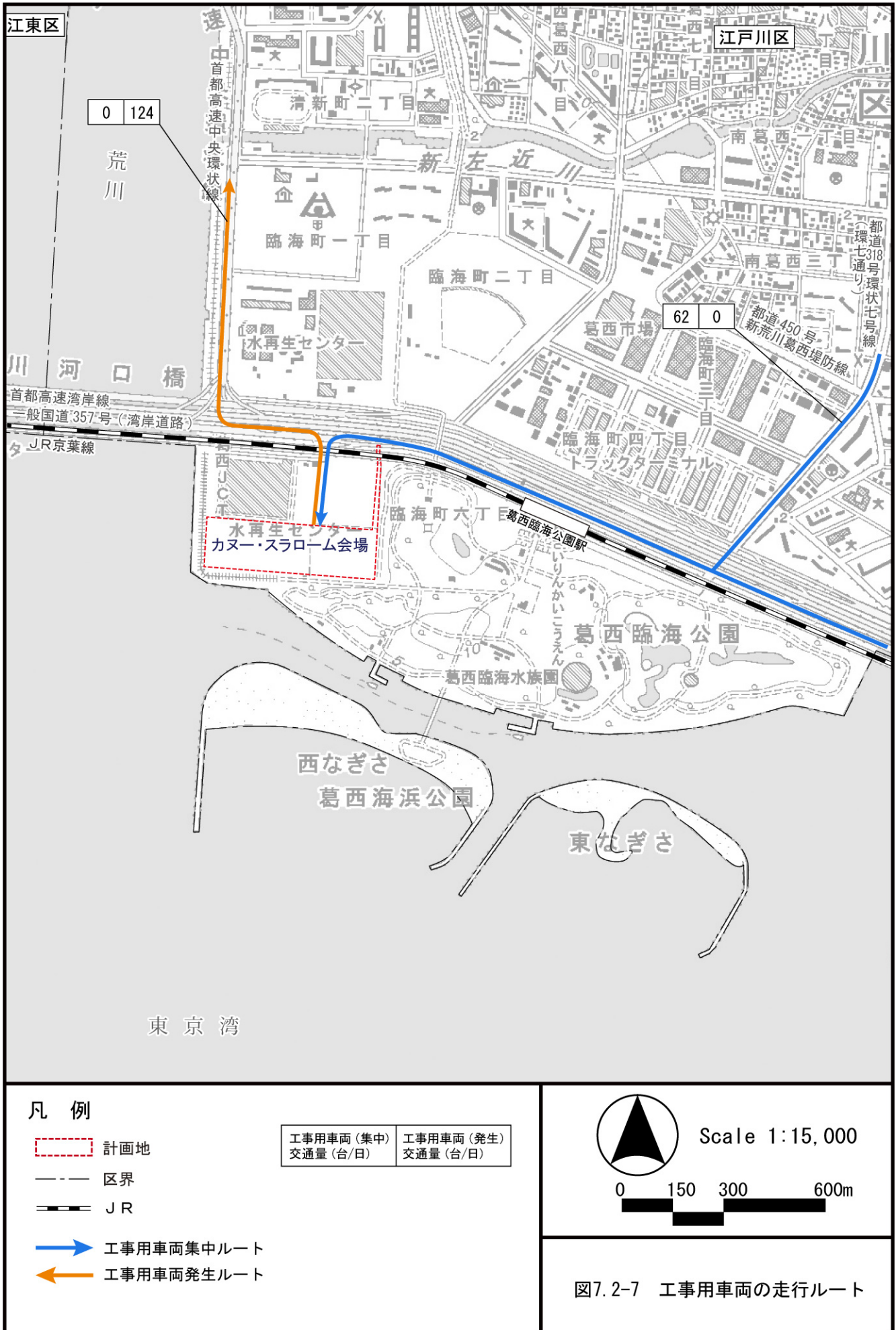


図7.2-7 工事用車両の走行ルート

注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

## 7.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-6(1)～(4)に示すとおりである。

表7.2-6(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～</li> <li>◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開</li> <li>◆ 持続可能な環境交通の実現</li> <li>◆ 省資源化と資源の循環利用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築における対策として、断熱強化、開口部の仕様強化を行う。</li> <li>・ 電気分野では、各種高効率設備やセンサーの導入を行う。</li> <li>・ 機械分野では、制御システムや高効率設備の導入を行う。</li> <li>・ ポンプについては、VVVF（回転数制御）装置の導入を行う。</li> <li>・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とする。</li> <li>・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> <li>・ 再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・ 江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトル、古紙は、資源として分別回収を行う。</li> </ul>

表7.2-6(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康で安全な生活環境の確保～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気汚染物質の更なる排出削減</li> <li>◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減</li> </ul> </li> <li>環境の「負の遺産」を残さない取組</li> <li>◆生活環境問題の解決</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>より快適で質の高い都市環境の創出～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市街地における豊かな緑の創出</li> <li>◆水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復</li> <li>◆熱環境の改善による快適な都市空間の創出</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。</li> <li>排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。</li> <li>工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。</li> <li>緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。</li> <li>高木、中木等を植栽する計画としている。</li> </ul>
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。</li> </ul>
緑の東京計画 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる工夫による緑の創出と保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。</li> <li>緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。</li> <li>高木、中木等を植栽する計画としている。</li> </ul>
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。</li> <li>緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。</li> <li>高木、中木等を植栽する計画としている。</li> </ul>
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設におけるみどりの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。</li> <li>緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。</li> <li>高木、中木等を植栽する計画としている。</li> </ul>

表7.2-6(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力と魅力ある「水の都」づくり</li> <li>・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。</li> <li>・計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750㎡の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。</li> </ul>
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R施策の促進</li> <li>・適正処理の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトル、古紙は、資源として分別回収を行う。</li> </ul>
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設泥土を活用する</li> <li>・建設発生土を活用する</li> <li>・廃棄物を建設資材に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とする。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> </ul>

表7.2-6(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江戸川区みどりの基本計画 (平成25年4月)	<p>都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創造、区と区民の協働によるまちづくりを行うための計画である。</p> <p>以下を基本方針としている。</p> <p>【基本方針1】みどりを守る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 貴重な緑を守る</li> <li>2) 農を守り活用する</li> <li>3) 水の恵みを守り活かす</li> </ol> <p>【基本方針2】みどりを育む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4) みどりの運動を広げる</li> <li>5) みどりの意識を高める</li> </ol> <p>【基本方針3】みどりを創る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6) 身近な応援を充実させる</li> <li>7) 拠点となる公園を整備する</li> <li>8) 災害から暮らしを守る公園を整備する</li> <li>9) 公共用地や民有地の緑化を進める</li> <li>10) みどりのつながりを広げる</li> <li>11) 緑豊かな水辺を創る</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。</li> <li>・緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。</li> <li>・高木、中木等を植栽する計画としている。</li> </ul>
江戸川区景観計画 (平成23年4月)	<p>本計画は、景観法の基本理念に則り、良好な景観形成を目指すものである。江戸川区の特徴は、「水と緑豊かな自然環境」およびコミュニティ豊かな「共育・共働・安心のまち」であり、本計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高め「まちを元気にする」ことである。</p> <p>本計画は、「わがまちに誇りの持てる景観」を育成すること、「将来に夢を持てる計画」として皆でとり汲むことを目的として策定され、以下を基本方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水に親しみ、緑を育もう</li> <li>・これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう</li> <li>・住み良く心地良いまちなみを育てよう</li> <li>・生き生きとしたまちの表情をつくろう</li> <li>・区民の想いを活かし協力して進めよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。</li> <li>・計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750㎡の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。</li> </ul>

### 7.3 カヌー・スラローム会場の計画の策定に至った経過

カヌー・スラローム会場は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのカヌー（スラローム）会場として利用するため、葛西臨海公園内に施設を新設する計画であった。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、葛西臨海公園整備の歴史的背景や公園の自然環境に配慮し、公園に隣接する都有地を活用して施設を配置する計画とし、平成27年2月のIOC理事会で了承された。

平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、平成28年6月には、カヌー・スラローム会場の基本設計及び後利用の方向性について意見を聴取した。